

平成27年10月 1日

世田谷区長 保坂 展人 様

教育長 堀 恵子 様

子ども・若者部長 中村 哲也 様

教育委員会事務局教育政策部長 進藤 達夫 様

子ども・若者部児童課長 小野 恭子 様

教育委員会事務局生涯学習・地域・学校連携課長 土屋 雅章 様

世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会

会長 千葉 哲

要 望 書

日頃より、学童クラブおよび新 BOP 事業にご尽力いただき、ありがとうございます。

私達、世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会(通称:父母連)は、世田谷区内の公立学童クラブと2つの自主運営クラブ(わんぱく・和光小学校)の父母会、および保護者OBによって構成されている団体で、「東京で一番子育てしやすいまち」を目指す世田谷区にするために、学童保育の充実と向上のために活動しています。

さて、下記のとおり要望致します。ご多忙とは存じますが、ご回答下さいますようお願いいたします。

記

1. 職員の充足について

平成27年度は、新BOP職員が約40名不足の状態が始まりました。職員を増員するために各種の方策を立てているとのことですが、今後数年間の学童登録児童数の予測は増加の一途で、さらに職員が不足することが想定されます。子どもの安全、安心の為、職員の処遇改善や予算措置も含めて十分検討し、充足数を満たすようにしてください。

2. 厚労省「放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準」「放課後児童クラブ運営指針」への準拠について

現行の公設・公営・職員体制で児童の育成に責任をもった学童クラブ(新 BOP 学童クラブ)の機能の維持を引き続きお願いします。また国の基準や運営指針に準拠するようにお願いします。特に、運営指針は学童保育の役割をしっかり示した内容になっており、これらに則り、対象学年を拡充することにより、BOPのお弁当問題をはじめ諸問題がかなり解決できると考えます。

3. 大規模学童クラブに対する児童保育の充実の考え方について。

「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例」では、「一の支援の単位を構成する利用者の数は、おおむね40人以下とする」となっていて、現在40人をひとつの単位とするとのことですが、職員数不足もあり、実態がわかりにくくなっています。何よりも心と体の問題も含めて子ども達を守る場所という観点に立ち、わかりやすい体制をとってください。

4. 制度改善について

長期欠席時における学童利用料減免措置や夏場の学校プール参加時のBOP利用等について、合理的な理由があるようには思えません。親の就労状況や真夏に学校と家とを何回も往復することの危険性を鑑みて、引き続き合理的改善を求めます。

5. 利用料について

子ども子育て支援新制度のもと、市区町村事業と位置付けられましたので、利用料の収支の公開をして、利用者の学童保育への理解が進み、納得できるようにしてください。

6. 新BOP安全対策マニュアル策定後の利用・実施状況について

各クラブでの安全対策の実施状況は、昨年も指摘しましたが、やりっぱなしになっている感じがします。各クラブで安全対策の実施目標を毎年立て実施し、問題点を行政側と保護者で共有し、学校と連携して解決することで、安全対策が図れると考えます。学校と新BOPでの連絡がほとんどなく、児童館経由または父母経由となっているところもあります。また各校でまちまちとなっているマニュアルの公開や基本的な行動については、保護者に周知徹底するようにしてください。

(1) 避難訓練の充実

登校中や学校休業日等も考慮し、児童の身の安全確保や出席児童の確認、安全な場所への誘導の訓練、職員の訓練も重要です。

(2) 学校・地域との連携を行い、防災用具・備蓄食料の確保

大規模災害の場合は近所の学童児の保護者の引き取りも可としたり、保護者間や町内会との連携も考慮した柔軟な対応を検討し、学校内で安全かつ安心して過ごせるように、非常食飲料確保を含めた対策を明示してください。

(3) 保護者との連絡方法の改善

大規模災害の場合は電話が使えないことは先の震災ではっきりしています。保護者との連絡について、インターネットを活用したサービスを利用する等複数の手段を確保してください。

(4) 事故や病気、慢性疾患による対応も基本的な考え方を保護者に配布してください。

7. 要配慮児童の対応や設備改善を継続してお願いします。

利用制限の撤廃を含め要配慮児童対応を今後も継続してください。設備面についても、バリアフリー化や要配慮児童に限ったことではありませんが、トイレの洋式化の推進をお願いします。「生活の場」に要配慮児童がいることは、配慮を要しない児童にとっても社会上有益です。また、校舎改築等時には、なるだけ早期に父母会に対して設計図面等を提示して、意見を聴取する等の配慮をお願いします。

8. 職員が安心して働ける雇用環境と研修を充実させてください。

職員の雇用環境に制限があると、児童への対応が疎かになりかねません。継続して安心して働きたいような雇用環境向上を引き続き図ってください。また、要配慮児童の理解のための研修に加えて、児童の安全対策に関わる研修もさらに拡大・充実してください。

さらに、今年度から都道府県で実施される放課後児童クラブ職員研修への対応もお願いします。

以上